

# 情

報処理学会の倫理綱領が制定されたのは1996年5月の総会のときであるが、検討を始めたのは1995年の初めである。当時、私は国際担当理事であったが、水野会長から倫理綱領調査委員会幹事として取り纏めを行うよう指示された。国際担当理事と倫理綱領というのは奇妙な取合せであるが、IFIPからの外圧で倫理綱領を制定せざるを得なくなったという背景がある。委員長には水野会長から新潟大学法学部教授の名和さんをお願いしていただき快諾を得た。倫理綱領そのものと名和さんの名解説は情報処理学会のサイトでご覧いただきたい。

倫理綱領そのものはごく平凡なものであり、たとえば、「他者の生命、安全、財産を侵害しない」とか「他者の人格とプライバシーを尊重する」などということは倫理綱領などなくても当然守るべき事項である。一方、この倫理綱領の最大の欠陥は、「職業倫理を守るべき当事者Aに対して、上部あるいは外部からさまざまな圧力が加えられたときに、Aはどうすればよいか」という問題に答えていないことである。私が2002年から2008年にかけて2つの私立大学の非常勤講師として情報技術者倫理の講義を担当したときに教科書として使ったCaroline Whitbeck『技術倫理 1』（みすず書房）では、たとえば良心的拒否というような問題も扱われており、情報処理学会の倫理綱領よりも優れている。東京電力に第一義的な責任がある福島第一原子力発電所の大事故を題材にしてやや具体的に書く。その前にお断りしておく。私は40年前には東芝内の原発推進派の一人であった。柏崎の事故以降、原発に対する懐疑派に変わり、現在は反原発派である。

(1) 上司から「東電の発注仕様によれば、原子炉容器の耐震強度は震度 $\alpha$ に耐えるものなら十分だとされている。震度7対応などと堅いことは言わずに震度 $\alpha$ で設計してくれ」と命令された構造技術者はどうすべきか。

(2) 東電から「1000年に一度来るかどうか分から

ないような巨大津波などを考えることはやめて、原発のすべての建屋は津波の最大高さ $\beta$  mということで設計してほしい」と『口頭で』指示された建設業者はどうすべきか。

(3) 東電から「原子炉の安全性審査については何とぞお手柔らかに」といって巨額の研究費を貰えそうになったどこかの大学の御用教授はどうすべきか。

(4) 事故発生後、東京に本拠を持つ日刊5紙の論説委員で「うっかり東電批判などを書くと広告が貰えなくなる」と考えて迷い始めた者はどうすべきか。

このように考えると職業倫理を守ることが



[シニアコラム]

## IT好き放題



[No.14]

### 専門家としての職業倫理の重要性を再認識すべし

容易ならざることであることがよく分かるはずである。Whitbeck 女史の本は広く読まれるべきである。

ところで、東日本大震災の後で出た34学会（44万会員）の会長声明は酷い代物である。34学会の中には今回の原発事故に対して重大な責任を負うべき学会もいくつかあるというのに、この声明には専門家としての社会的責任に関する言及もなければ、原発事故に関する福島県民その他の国民に対する謝罪の言葉もない。この声明文は一かけらの職業倫理の精神もなく剥き出しのエゴイズムだけに満ちた声明文である。学習院大学の田崎教授によると、外圧に負けた結果らしいが、これではWhitbeck 女史に笑われよう。それに引き換え日本数学会の理事会声明は「絶対安全という神話」や「想定外」という言葉を批判するなど、34学会に比べてはるかに立派である。情報処理学会は猛反省すべし。

最後に別件について書いておく。「情報処理」2011年9月号によると東日本大震災で携帯情報通信機器が大活躍したそうだが、モバゲーなどという愚かな片仮名語1つを考えても、携帯情報通信機器が権力を利する愚民化促進のための強力な兇器であるという負の半面は絶対に否定できない。情報処理学会がこの問題について真剣に検討することを期待してこの駄文を終わる。

(2011年9月25日受付)

米田英一 Eiichi YONEDA

[名誉会員] eyoneda@par.odn.ne.jp

1959年東大数学科卒業、同年東京芝浦電気（現東芝）に入社、計算機利用部門に17年、計算機製造販売部門に24年在籍、2000年に退職。情報処理学会には1971年入会、1993年理事、2000年監事。